

公益財団法人大阪腎臓バンク賛助会費規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人大阪腎臓バンク（以下腎臓バンクという。）定款第38条第2項に基づく賛助会費について定める。
- 第2条 賛助会費は、定款第4条に定める公益事業を実施するための経費および腎臓バンクの運営経費に充当する。
- 第3条 賛助会費は、前条に定める公益事業経費として、50%以上を占めなければならぬ。
- 第4条 賛助会費は腎臓バンクが直接実施する公益事業経費の他、学会・研究会の共催に伴う腎臓バンクの会員費、事務費にも使用する。
- 第5条 賛助会員の募集にあたっては、趣意書に定款、本規程、役員名簿、事業内容やこれに伴う財務内容を示すことにより行う。
- 第6条 賛助会費の納入依頼に際しては、請求書に当該年度の事業計画書、事業予算書を添えて行う。
- 第7条 賛助会費の納入年度の決算が確定した段階において、賛助会員に対し事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表を提出する。
- 第8条 賛助会費は、一口につき一箇月1万円とする。
- 第9条 会費の納入は、年額一括払いを通例とする。
- 第10条 この規程は、理事会の議決をもって改正することができる。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。